

川島桶川資源循環組合職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例施行規則

令和7年4月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(令和7年川島桶川資源循環組合条例第9号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職期間)

第2条 条例第4条第1項の規定による休職の期間は、3年(非常勤職員にあっては、1年。以下同じ。)に満たない場合は、当該休職にした日から引き続き3年を超えない範囲において、これを更新することができる。

2 条例第4条第1項の場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職にした職員で既に復職をしているものにつき、再び同号の規定に該当するものとしてこれを休職にするときは、その再度の休職の期間については、当該復職前の休職の期間を更新するものとして、前項の規定を適用する。この場合において、これらの休職の期間は、当該復職前の休職にした日(当該復職前の休職の期間が前項又はこの項に規定により更新したものである場合にあっては、その最初の更新前の休職にした日)から引き続いているものとみなす。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する職員に係る再度の休職の期間については、同項の規定を適用しない。

(1) その者の復職の日から起算して1年を経過した場合

(2) その者の復職前の休職の事由とした心身の故障と明らかに異なる心

身の故障により再び休職にする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、前項の規定により難い事情があると管理者が認める場合

(更新手続)

第3条 条例第3条第1項及び第2項の規定は、前条第1項又は第2項の規定により休職の期間を更新する場合について準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。